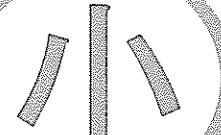


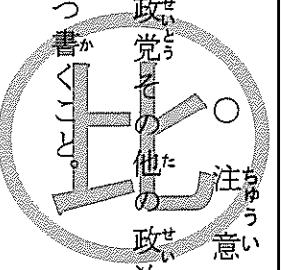
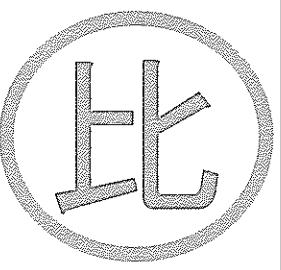
その一

<p>候補者氏名</p> <p>二 候補者ではない者の氏名は、書かないこと。</p>	 <p>○ 注意</p> <p>候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p>	<p>何選挙投票</p> <p>都（道府県）（市）（区）（町）（村） 選挙管理委員会</p> <p>印</p>
--	---	---

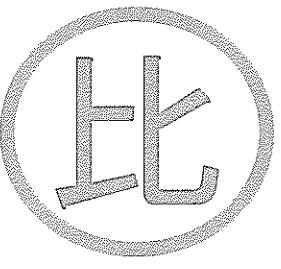
その一

<p>候補者氏名</p> <p>二 候補者 で な い 者 の 氏 名 は、 書 か な い こと。</p> <p>二 候 補 者 の 氏 名 は、 欄 内 に 一 人 書 く こ と。</p>	<p>注 意 （印）</p>	<p>何選挙投票</p> <p>都（道府県）（市）（区）（町）（村）</p> <p>選挙管理委員会</p> <p>印</p>	
---	------------------------	--	---

その三

折目	裏	折目	表
<p>政党その他の 政治団体の 名称又は略称</p>	<p>政書かくこと。 注ちゆう意 他の政治団体の名称又は略称は、欄内に一 つ書くこと。</p> 	<p>何選挙投票 選挙管理委員会 印</p>	

その四

折目	裏	折目	表
<p>候補者氏名 又は 政党その他の 政治団体の 名称若しくは略称</p>	<p>二又は候補者の氏名を、欄内に一人書くこと。 二候補者の氏名に代えて政党その他の政治団体の名称 を、欄内に一つ書くこともできること。</p> 	<p>何選挙投票 選挙管理委員会 印</p>	

備考

- 一 様式その一は衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票用紙の様式であり、様式その二は参議院選挙区選出議員の選挙の投票用紙の様式であり、様式その三は衆議院比例代表選出議員の選挙の投票用紙の様式であり、様式その四是参議院比例代表選出議員の選挙の投票用紙の様式である。
- 二 用紙は、折りたたんだ場合においてなるべく外部から文字を透視することができない紙質のものを使用しなければならない。
- 三 様式その一から様式その四までによる投票用紙は、事情の許す限り、それぞれ色の異なる用紙を使用しなければならない。
- 四 様式その一から様式その四までによる投票用紙は、再選挙又は補欠選挙の投票用紙を除き、事情の許す限り、それぞれの選挙名を強調した表記としなければならない。
- 五 投票用紙に押すべき都道府県の選挙管理委員会の印は、都道府県の選挙管理委員会の定めるところにより、都道府県の印又は市区町村の選挙管理委員会の印若しくは市区町村の印をもつてこれに代えても差し支えない。
- 六 不正行為を防止することができる方法で投票用紙を印刷することができると認められる場合に限り、都道府県の選挙管理委員会は、その定めるところにより、投票用紙に押すべき都道府県又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の選挙管理委員会の印を刷込み式にしても差し支えない。
- 七 投票用紙は、片面印刷の方法により調製しても差し支えない。